

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p><u>鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則</u></p> | <p><u>鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則</u></p> |
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）第7条第2項及び第3項、<u>第8条第2項、第4項及び第5項並びに第11条の規定に基づき、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を定めるとともに、手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）第7条第2項及び第3項並びに<u>第8条第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用に係る使用料の額を定めるものとする。</u></p> |
| <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「<u>保護等</u>」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中</u></p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「<u>保護</u>」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第2条に規定する保護</u>をいう。</p> |

国残留邦人自立支援法」という。)による支援給付をいう。

4 この規則において「要保護者等」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人自立支援法による支援給付を必要とする状態にある者をいう。

5 この規則において「生活保護等世帯」とは、現に保護等を受けている世帯をいう。

- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略

(入所等に係る利用についての使用料の額)

第3条 条例第7条第2項及び第8条第2項に規定する規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(法第24条の5の規定が適用される災害その他の児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第25条の15に規定する特別の事情がある場合にあっては、知事が定める額)とする。

(1) 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額の合計額から、法第24条の2第2項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えるとき 同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額

| 略 | |
|---|---|
| イ 市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者等である者であって、アの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護等を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者(ウ及びエに掲げる者を除く。) | 略 |
| ウ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあった月の属する年 | 略 |

4 この規則において「要保護者」とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。

- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

(入所等に係る利用についての使用料の額)

第3条 条例第7条第2項及び第8条第2項に規定する規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(法第24条の5の規定が適用される災害その他の児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第25条の15に規定する特別の事情がある場合にあっては、知事が定める額)とする。

(1) 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額の合計額から、法第24条の2第2項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えるとき 同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ同表の右欄に掲げる額

| 略 | |
|--|---|
| イ 市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において要保護者である者であって、アの項に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者(ウ及びエに掲げる者を除く。) | 略 |
| ウ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあった月の属する年 | 略 |

| | | | | | | | |
|--|----------|---|---|--|-------|----------|--|
| <p>の前年（指定施設支援のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定施設支援のあった月の属する年の前年の合計所得金額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあった月の属する年の前年に支給された省令第25条の4に規定する給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において<u>要保護者等</u>である者であつて、イの項に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護等</u>を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護等</u>を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（工に掲げる者を除く。）</p> | | <p>の前年（指定施設支援のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定施設支援のあった月の属する年の前年の合計所得金額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあった月の属する年の前年に支給された省令第25条の4に規定する給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあった月において<u>要保護者</u>である者であつて、イの項に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護</u>を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護</u>を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（工に掲げる者を除く。）</p> | | | | | |
| <p>工 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあった月において、<u>保護等</u>を受けている者又は<u>要保護者等</u>である者であつて、ウの項に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護等</u>を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護等</u>を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者</p> | 略 | <p>工 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあった月において、<u>生活保護法第6条第1項に規定する被保護者</u>又は<u>要保護者</u>である者であつて、ウの項に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護</u>を必要とする状態となり右欄に掲げる額を負担上限月額としたならば<u>保護</u>を必要としない状態となるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者</p> | 略 | | | | |
| (2) 略 | | (2) 略 | | | | | |
| (鳥取県立総合療育センター等に係る使用料の額) 第5条 略 | | (鳥取県立総合療育センター等に係る使用料の額) 第5条 略 | | | | | |
| <p>(手数料の減免) 第6条 条例第11条の規定による手数料の減免は、<u>国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。</u></p> | | | | | | | |
| 別表第1（第4条関係） | | 別表第1（第4条関係） | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="220 1960 667 2033">施設の利用</td> <td data-bbox="667 1960 790 2033">1単位当たりの使</td> </tr> </table> | 施設の利用 | 1単位当たりの使 | | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="817 1960 1264 2033">施設の利用</td> <td data-bbox="1264 1960 1380 2033">1単位当たりの使</td> </tr> </table> | 施設の利用 | 1単位当たりの使 | |
| 施設の利用 | 1単位当たりの使 | | | | | | |
| 施設の利用 | 1単位当たりの使 | | | | | | |

| 項目 | 単位 | 用料の額 |
|---------|--|------|
| 1 食事の提供 | (1) <u>生活保護等世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に属する障害者等(以下「 <u>生活保護等受給者等</u> 」という。)による短期入所の利用の場合 | 略 |
| | 略 | |
| 略 | | |

| 項目 | 単位 | 用料の額 |
|---------|--|------|
| 1 食事の提供 | (1) <u>生活保護世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に属する障害者等(以下「 <u>生活保護受給者等</u> 」という。)による短期入所の利用の場合 | 略 |
| | 略 | |
| 略 | | |

別表第3(第5条関係)

| 施設名 | 施設の利用 | | 1単位当たりの使用料の額 |
|----------------------|---------|--|--------------|
| | 項目 | 単位 | |
| 鳥取県立総合療育センター | 1 食事の提供 | (1) <u>生活保護等受給者等</u> による短期入所の利用の場合 | 略 |
| | | (2) <u>生活保護等世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合 | 略 |
| | 略 | | |
| 鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園 | 食事の提供 | (1) <u>生活保護等世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合 | 略 |
| | | 略 | |

別表第3(第5条関係)

| 施設名 | 施設の利用 | | 1単位当たりの使用料の額 |
|----------------------|---------|---|--------------|
| | 項目 | 単位 | |
| 鳥取県立総合療育センター | 1 食事の提供 | (1) <u>生活保護受給者等</u> による短期入所の利用の場合 | 略 |
| | | (2) <u>生活保護世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合 | 略 |
| | 略 | | |
| 鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園 | 食事の提供 | (1) <u>生活保護世帯</u> 又は市町村民税非課税世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合 | 略 |
| | | 略 | |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、別表第1及び別表第3の改正は、公布の日から施行する。